13. 商工組合中央金庫

1. 設立の経緯

わが国において中小企業問題（第二次大戦以前には通常，中小商工業問題等と呼ばれた。）が登場してきたのは，すでに明治末期頃からのことであるが，特にそれが経済ないし社会問題の一角として重要視されるに至つたのは，第一次大戦以後の激しい経済変動の時期を通じてであつた。

これに対し政府のとつた中小企業施策の中心はその組織化政策であり，明治末期の同業組合及び産業組合制度，大正14年の重要輸出品工業組合及び輸出組合制度，更に金融恐慌の後，初めて組合組織による金融業務を認められた工業組合（昭和6年），輸出組合（昭和6年），商業組合（昭和7年）と順次体系的に整備されていつた。他方，この中小企業問題を金融面から打開するための特殊金融機関を設置しようとする案は，萌芽的には，既に明治41，42年頃の「庶民銀行」案等に見られるが，第一次大戦を経て昭和初期に至るまでは，市街地信用組合の普及あるいは中小銀行の簇生等によつて金融の途が講じられるに止まつた。しかしながら，昭和2年の金融恐慌を経て，昭和5年の臨時産業審議会の工業組合中央金庫案等が世の注目を浴びるようになり，前述の組合制度を基盤とする新たな中小企業専門金融機関案が具体的に検討されるようになつた。

昭和6年11月の愛知県工業組合協会による工業組合中央金庫設立についての商工，大蔵両大臣への陳情は，民間側の中央金庫設置に関する要望の最初の現れであるが，昭和7年から10年にかけては，中小企業組織制度の充実もあつて，中央金庫設立の動きが官民とも一段と活発になつた。これらのうち主な動きを列挙すると次のとおりである。

昭和7年6月　商工省の「商工貸付金庫法案要綱」
昭和7年10月　工業組合中央会の「工業組合中央金庫案」建議
昭和8年9月　全国商業組合大会の「商工中央金庫案」建議
昭和9年9月　商工省が「商工中央金庫案」を大蔵省に提示
昭和10年5月　商工省に「商工中央金庫立案準備委員会」設置
昭和10年8月　商工省が「商工中央金庫案」発表

このような動きの中で最も注目されるのは工業組合関係から提案された工業組合中央金庫案であり，民間側の運動の中心であつた。その後，商工省の商工中央金庫案が発表されると，工業，商業，輸出の3組合を通ずる期成同盟が結成され，全国大会が開催される等運動は益々盛り上がつていつた。

かくて，昭和10年12月，商工，大蔵両省によつて商工組合中央金庫法案要綱が決定され，翌11年の第69回帝国議会に法案が提出され（5月6日），5月19日政府原案通り可決されたのである。

この商工組合中央金庫法（以下「金庫法」という。）は昭和11年法律第14号として5月27日公布され，6月20日から施行された。これに基づき10月8日主務大臣の設立認可，11月30日設立総会，12月8日設立登記完了の運びとなり，12月10日

から業務を開始した。

2. 目　　的

金庫の目的は，当初の条文でみると，「商業組合，商業組合連合会，工業組合，工業組合連合会，輸出組合及輸出組合連合会ニ対スル金融ノ円滑ヲ図ル為必要ナル業務ヲ営ムコト」（金庫法第1条第1項）となつており，この金庫法第1条はその後10数次の改正を経て，現在は「中小企業等協同組合其ノ他主トシテ中小規模ノ事業者ヲ構成員トスル団体ニ対スル……（以下同文）」となつているが，いずれの改正も，具体的な中小企業組織制度の変更または条文表現の整理に伴うものであつて，金庫の基本的目的は当初より変更なく今日に至つている。その立法の趣旨は，「組合金融ノ円滑ヲ図リ，組合ノ内容ノ充実ト其ノ健全ナル発達トヲ促進シ，以テ中小商工業者ノ企業経営ノ改善合理化ニ資シ，中小商工業者ノ振興ヲ期スル」（政府提案理由説明）ところにあり，具体的業務としては，「組合ニ融通スルコト，或ハ組合員タル個人，商工業者ニ融通スルコト，ソレガ両方トモ主タル目的デアル」（衆議院特別委員会政府答弁）とされている。

3. 機　　構

（1） 出資関係

イ　出資資格者

金庫に出資する資格を有する者は，現在，政府及び下記の団体（以下「所属資格団体」といい，また出資した団体を「所属団体」という。）である。

(イ) 中小企業等協同組合（事業協同組合，事業協同小組合，火災共済協同組合，信用協同組合，協同組合連合会，企業組合）

(ロ) 協業組合

(ハ) 商工組合，同連合会

(ニ) 商店街振興組合，同連合会

(ホ) 環境衛生同業組合，同連合会（直接又は間接の構成員たる事業員の3分の2以上が1,000万円（卸売業については3,000万円）以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業については100人）以下の従業員を使用する者に限る。）

(ヘ) 塩業組合（直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が1億円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者に限る。）

(ト) 酒造組合，同連合会，同中央会（(ヘ)に同じ。）

(チ) 酒販組合，同連合会，同中央会（(ホ)に同じ。）

(リ) 内航海運組合，同連合会（(ヘ)に同じ。）

(ヌ) 輸出組合，輸入組合，輸出入組合，貿易連合（直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が3,000万円（小売業又はサービス業を主たる事業とする者については1,000万円，商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については1億円）以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時100人（小売業又はサービス業を主たる事業とする者については50人，商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については300人）以下の従業員を使用する者に限る。）

大正時代以来，中小企業の組織団体として主流をなし，従つてまた金庫所属資格団体の主体をなしてきたものは，工業組合，商業組合，商工組合，商工協同組合等であるが，これらの制度は，戦前戦後の社会経済環境の変化に応じて改廃，変更され，これに伴つて金庫の所属資格団体も変つてきている。

ロ　出資，資本金

出資1口の金額は100円，1組合の出資口数限度は，特別の事由ある場合を除き5万口，出資者の責任はその出資額を

所　属　団　体　数　の　推　移

年度末	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
団体数	9,364	10,133	10,847	11,766	12,716	13,309	14,008	14,709	15,292	15,945	16,427
年度末	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51
団体数	17,271	17,952	18,452	18,807	19,413	20,094	20,871	21,551	22,632	23,597	24,335

資　本　金　の　推　移　　（単位　百万円）

年度末	政府普通出資	政府優先出資	団体出資	計	年度末	政府出資	団体出資	計
26	2	490	998	1,490	39	10,702	7,298	18,000
27	2	463	998	1,463	40	10,702	8,298	19,000
28	2	426	1,298	1,726	41	14,902	9,798	24,700
29	2	372	1,298	1,672	42	17,402	11,298	28,700
30	1,002	306	1,298	2,606	43	18,402	12,798	31,200
31	1,002	240	1,598	2,840	44	18,402	14,298	32,700
32	2,502	171	2,098	4,771	45	18,402	15,798	34,200
33	2,502	92	2,098	4,692	46	23,402	17,298	40,700
34	3,702	−	2,898	6,600	47	29,402	18,798	48,200
35	5,702	−	3,298	9,000	48	31,402	20,298	51,700
36	5,702	−	4,298	10,000	49	36,402	21,798	58,200
37	7,702	−	5,298	13,000	50	40,402	23,298	63,700
38	7,702	−	6,298	14,000	51	45,402	26,298	71,700

（注） 昭和34年度末から優先出資なし。

限度とする。所属団体の脱退は，持分譲渡によつてのみ行われ，当金庫の承諾を要する。当金庫は出資者に対しその持分を払戻しできず，また原則として所属団体の持分を取得し又は質権の目的として受けることはできない。増資には，主務大臣の認可を要する。

現在，所属団体数の大概を占めるのは，事業協同組合で，8割強を占めている。

（2） 総代・総代会

金庫の意思決定機関として出資者による総会があるが，産業組合法第38条ノ2第1項の準用により，所属団体（選挙権は各1票）の互選による総代で構成される総代会が総会に代つてその機能を果している。総代会においては，総会に関する規定が準用され，定款変更，資本金増加，1貸出先当り貸付金額等の最高限度，借入金額の最高限度，決算等に関する議決（総代の議決権は各1票）を行うが，解散及び合併の決議をすることはできない。

（3） 役　員

昭和52年5月末現在の役員は，理事長，副理事長，理事9名、監事3名となつている。

役員は主務大臣（通商産業大臣・大蔵大臣）の任命による。役員の任期は，理事長・理事4年，監事3年である。

（4） 評議員

業務経営に関する重要な事項について理事長の諮問に応ずるため，評議員を20人以内置くこととされている（現在19人）。評議員は主務大臣の任命によるが，半数以上は所属資格団体の関係者でなければならない。任期は3年である。

（5） 本・支店

発足当初は，東京，札幌，福島，名古屋，富山，大阪，神戸，福岡の8営業店を設けたが，逐次営業店網を拡大し，昭和27年8月には全都道府県に営業店の設置を完了した。昭和51年11月末現在，本店1（東京都），支店74，出張所4，事務所7，合計86店舗となつている。

（6） 政府の監督・助成

主務大臣は，当金庫の業務を監督し，監理官を置いて業務を監視せしめ（監理官は，現在，大蔵省銀行局特別金融課長及び中小企業庁計画部金融課長となつている。），業務運営について命令，処分，制限，検査，認可等の権限をもつている。

また，政府は出資，債券引受等による資金援助をなしており，更に政府出資に対する劣後配当（配当が6％に達するまでは，政府出資に対し配当不要），諸税の減免等による助成措置を講じている。

なお，金庫業務機構を図示すれば別図の通りである。

4. 業　　務

業務内容は一般金融機関と類似しているが，取引対象は，原則として所属団体又はその構成員に限られている。構成員との取引は，当初，団体を通じてのみ認められていたが，昭和26年12月の金庫法改正以降は直接の取引も認められている。なお，債券発行，為替取引に関しては取引対象に制限はない。

主要業務を列挙すれば次の通りである。

（1） 与信業務

イ 内　容

所属団体，その構成員，準所属団体(注)に対する業務

(イ) 5年以内の定期償還貸付

(ロ) 20年以内の年賦，半年賦，月賦償還貸付

(ハ) 手形割引

(ニ) 当座預金貸越

(ホ) 債務保証

ロ 限　度

1取引先に対する貸付，手形割引，保証の金額の最高限度は，事業年度毎に総代会の決議により定める（昭和52年度は組合12億円，構成員1億2千万円）。

ハ 利　率

貸付利率は主務大臣の認可を受けた範囲内で理事長が定める。

適用利率は短期貸付組合貸7.0％，構成員貸7.375％であるが，期間が1年を超え5年以内のものについては組合貸7.6％，構成員貸7.8％である（52年9月現在）。

ニ 貸付の方法

貸付の方法には，証書貸付，手形貸付，手形割引の3種がある。

ホ 資金使途

事業運営のために必要な設備資金，運転資金。

ヘ 代理貸付

金庫は，中小企業等協同組合，銀行，信用金庫に業務の一部を代理させることができる。これに基づき，昭和32年2月以降信用協同組合を代理店とする貸付業務委託制度を設け，代理貸付を実施している（51年度末の代理店総数は347店）。

(注) 準所属団体……所属団体の構成員の輸出の振興又は事業の合理化を図りその共通の利益を増進するため必要な施設を行う法人（直接又は間接の構成員たる事業者が主として所属団体又はその直接若しくは間接の構成員なるものに限る。）であつて主務大臣の認可を受けたもの。

（2） 受信業務

イ 預金受入

次のものからの預金の受入（預金種類は定期，通知，普通，当座，別段，納税準備の各種であり，また，預金利率は臨金法告示による制限は受けず，理事長が定めることとなつているが，民間金融機関と連動している。）

(イ) 所属資格団体，その構成員，準所属団体，余裕金運用短期貸付先法人，公共団体その他非営利法人，主務大臣の認可を受けた銀行その他の金融機関

(ロ) 貸付，手形割引，当座預金貸越，債務保証に係る債権の保全のため必要な場合において，その債権に係る連帯債務者，保証人，約束手形振出人，為替手形引受人

(ハ) 商工債券の応募者（応募しようとする者を含む。）又は

買入しようとする者

ロ　商工債券の発行

商工債券には利付，割引の２種類あり，金庫資金の主要調達源をなしている。

発行限度は払込資本金及び出資者勘定に属する準備金の額の20倍とされている。

(イ)　利付商工債券（リツショー）

期間５年，応募者利回り6.7％

(ロ)　割引商工債券（ワリショー）

期間１年，応募者利回り5.887％（52年９月現在）

（３）　その他の固有業務

イ　為替業務

(イ)　内国為替業務には，送金，振込，取立があり，当金庫本支店間で行う本支店為替と，他行との間で全銀システムによつて行う他行為替とがある。

(ロ)　外国為替業務の内容は輸出荷為替手形等の買取，輸入信用状の開設，輸入ユーザンスの供与，外国送金等の取引並びにこれらの業務に付帯する業務となつている。

なお，外国為替取扱店舗は12店舗（本店，東京，上野，大森，新宿，横浜，静岡，名古屋，大阪，梅田，神戸，福岡）である。

(ハ)　保護預り，所属資格団体，その構成員，準所属団体，余裕金運用短期貸付先法人，公共団体その他非営利法人，主務大臣の認可を受けた銀行その他の金融機関，商工債券所有者のためにする有価証券，貴金属その他の物品の保護預り（なお，本店営業部では貸金庫業務を営んでいる。）

ロ　所属団体，その構成員のためにする有価証券（商工債券を除く。）の委託売買

ハ　所属団体，その構成員のためにするその出資若しくは株式の払込金の受入，配当金の支払の取扱

（４）　代理業務

金庫は，主務大臣の認可を受け，国，公共団体その他非営利法人，銀行その他の金融機関の業務の一部を代理し（この場合，所属団体，その構成員以外に貸付したときそれに係る債務の保証をなし得る。），また他の法律により認められた業務をなすことができる。

現在行つている代理業務は次の通りである。

①　中小企業金融公庫（同公庫法20条）

特定業種の中小企業者に対する設備資金，長期運転資金の貸付

②　環境衛生金融公庫（同公庫法20条）

環境衛生関係業者に対する衛生水準の向上，近代化を図るための施設，設備の設置整備に要する資金の貸付

③　医療金融公庫（同公庫法19条）

病院，診療所等を開設する者に対する当該施設の設置，整備，運営に要する資金の貸付（貸付決定を除く。）

④　年金福祉事業団（同事業団法18条）

厚生年金保険の適用事業主等に対する療養施設等の設置整備に要する資金の貸付（貸付決定を除く。）

⑤　地域振興整備公団（同公団法20条）

産炭地域振興に必要な鉱工業を営む者に対する設備資金，長期運転資金の貸付（貸付決定を除く。）

⑥　公害防止事業団（同事業団法19条）

産業公害を防止するための施設の設置に要する資金の貸付（貸付決定を除く。）

⑦　中小企業振興事業団（同事業団法21条）

中小企業者に対する中小企業構造の高度化に寄与する事業用施設の設置，整備に要する資金の貸付（繊維工業構造改善事業及び広域高度化事業に係るもの。）（貸付決定を除く。）

⑧　中小企業退職金共済事業団（中小企業退職金共済法46条）

中小企業退職金共済事業に係る共済掛金の収納，退職金の支給等ならびに共済契約者等に対する労働者住宅等の設置，整備に要する資金の貸付

⑨　特定業種退職金共済組合（中小企業退職金共済法76条）

特定業種の中小企業退職金共済事業に係る退職金の支給，掛金の収納，返還等ならびに共済契約者等に対する労働者住宅等の設置，整備に要する資金の貸付

⑩　小規模企業共済事業団（小規模企業共済法43条）

小規模企業共済事業に係る共済金等の支給，掛金，申込金の収納等ならびに共済契約者に対する運転資金の貸付

⑪　労働福祉事業団（同事業団法19条の２）

労働災害の防止に資するための職場環境改善資金

⑫　(財)日本船舶振興会（モーターボート競走法一部改正法13条）

モーターボートその他の船舶，船舶用機関，船舶用品の製造事業振興に要する資金を融通するための銀行等金融機関に対する貸付（貸付決定を除く。）

⑬　(財)自転車産業振興協会

自転車工業環境整備等資金の銀行等金融機関に対する貸付（貸付決定を除く。）

⑭　日本銀行

国庫歳入金の収納

⑮　地方公共団体及び地方公営企業

公金の収納及び支出

⑯　日本電信電話公社

⑰　雇用促進事業団（同事業団法19条の２，住宅金融公庫法23条８項）及び住宅金融公庫（同公庫法23条１項）

勤労者財産形成促進制度に基づく分譲住宅建設資金の貸付及び財形住宅資金貸付

⑱　日本輸出入銀行

貸付・債務保証の申込の受付等協調融資に伴う事務代行

電信電話料金等の収納

（５）　余裕金用の運用

余裕金の運用は次のものに限られている。

イ　国債証券，地方債証券，主務大臣の認可を受けた有価証券の買入

ロ　主務大臣の認可を受けた銀行その他の金融機関への預金又は郵便貯金

ハ　所属資格団体への短期貸付

ハ　所属資格団体又はその構成員の事業の発達を図るため必要な施設を行う法人への，主務大臣の認可を受けて行う短期貸付

ホ　主務大臣の認可を受けた銀行その他の金融機関への短期貸付

ヘ　商工債券所有者への，主務大臣の認可を受けて行う当該債券担保短期貸付
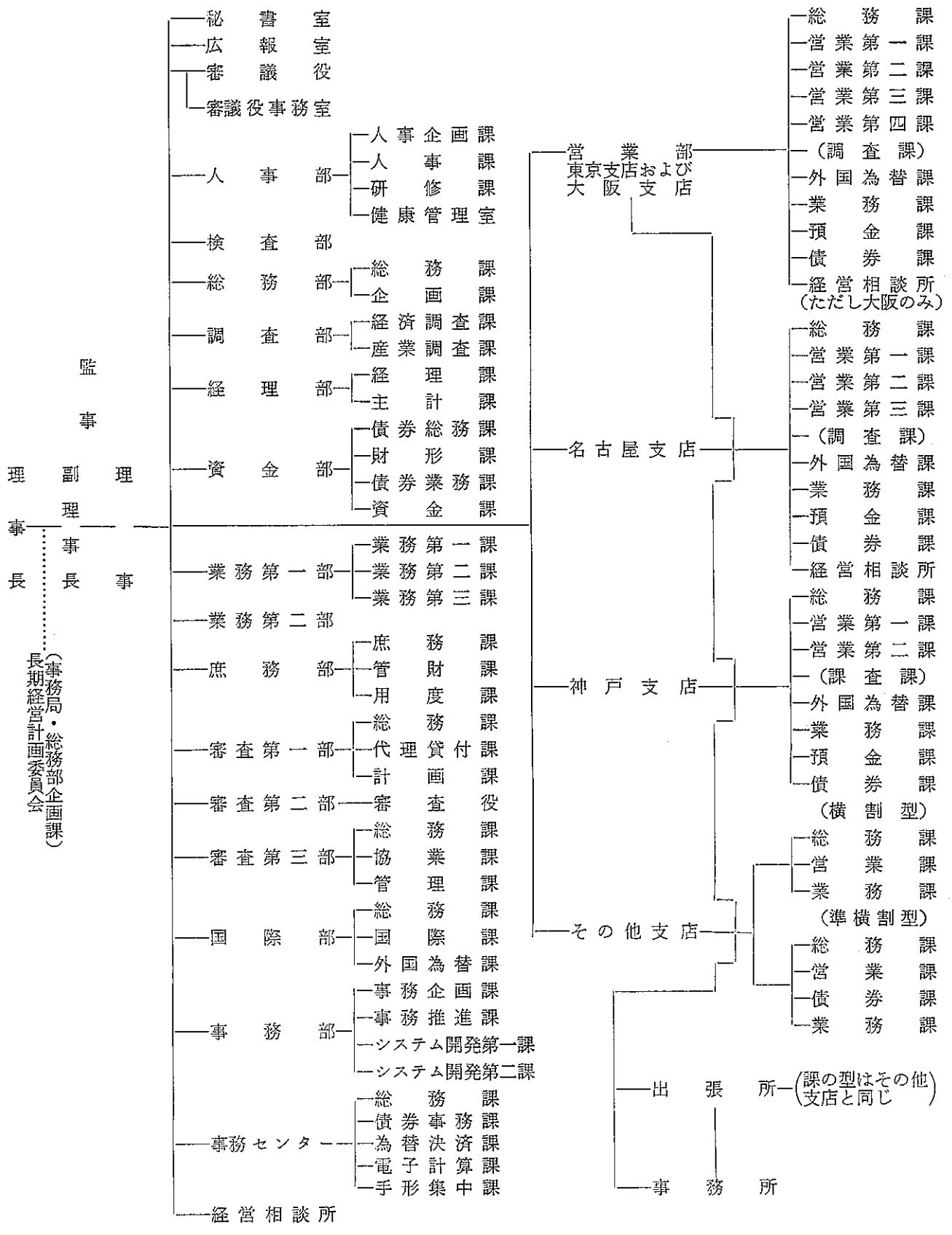
（別図）　業務機構図